

Ⅱ 事業のあらまし

（令和 7 年度）

事業運営方針（基本理念）

《使 命》

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障害のある方、生活障害のある高齢者の方の様々なニーズを捉え、住み慣れた地域の一員として、その人らしく質の高い生活ができるよう、リハビリテーションの視点から自立を支援します。

- 1 医療、相談及び判定を通して、援護の実施者である市町村および障害のある方をケアマネジメントの視点で支援します。
- 2 関係機関と連携し、宮城県の地域リハビリテーションを推進します。
- 3 リハビリテーションの専門的、技術的な中枢機関として、調査・研究を行うとともに、人材育成に努めます。

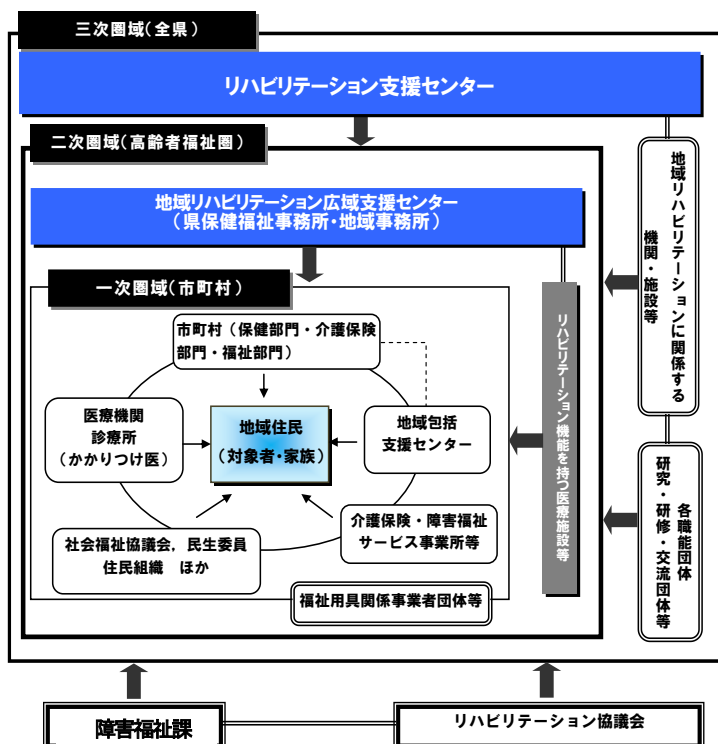
平成18年4月策定

1 地域リハビリテーション推進強化事業

本県では、「高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れる社会に必要なリハビリテーションサービスが、総合的かつ一貫性をもって提供されるための体制づくり」を目指し、一次圏域（市町村レベル）、二次圏域（高齢者福祉圏域レベル）、三次圏域（全県レベル）の三層体制により地域リハビリテーション推進体制の充実を図っています。

当所では、地域リハビリテーションの中核（三次機関）としての支援機能の強化を目的に、関係機関・団体等によるネットワーク構築、一次・二次圏域に対する技術支援、リハビリテーション資源調査及び人材育成の充実を図っています。

令和3年度からは、主に障害児・者を対象に事業を実施しています。



(1) リハビリテーション相談支援事業

県保健福祉事務所からの依頼に応じて職員を派遣し、自宅や施設等で暮らす障害者等の生活課題の解決に向けた支援を行っています。

また、ALS（筋萎縮性側索硬化症）等の難病の方へのコミュニケーション相談や障害者の自動車運転に関する当事者・家族・支援者の方への相談にも対応しています。

これらの相談で使用するリハビリテーション関連物品（コミュニケーション機器や自動車運転補助装置等）は、当所での展示、体験及び一部貸出も行っています。また、県保健福祉事務所が相談において必要とする簡易な福祉用具等の製作支援も行っています。



(2) 障害児者支援機能強化事業

県保健福祉事務所は、市町村や事業所等が行う保健福祉に関する事業等を支援していますが、当所も依頼に応じて職員を派遣し専門的な助言等により支援を行っています。

また、県内外のリハビリテーション関係機関・団体との情報交換等により、全県のリハビリテーション提供体制の推進を図っています。

(3) 障害児者支援人材育成事業

主に自宅や施設で暮らす障害者等の直接支援に携わる事業所職員等を対象として、人材育成を目的とした研修会を行っています。

(4) 障害児者支援普及啓発事業

主に障害特性、福祉用具及び障害者の社会参加等に関する普及啓発を行っています。

福祉用具において、難病患者等が使用するコミュニケーション支援機器は、見る・触れることによりイメージが付きやすくなることから、障害児者の直接支援を担う職員（訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、市町村障害福祉担当課等）を対象に体験型の普及啓発研修を行っています。

また、障害児者支援に関するサポートブック、ガイドブック等を作成し、配布及び当所ホームページに掲載しています。



(5) 調査・研究事業

リハビリテーション資源の充実やリハビリテーションサービスの質の向上を図る取組の検討に活かすため、地域リハビリテーションの推進に資する調査・研究に取り組んでいます。

(6) 実務者会議等

県保健福祉事務所の地域リハビリテーション事業担当職員等と、本事業の推進に必要な検討を行うための会議や本事業担当職員向けの研修を行っています。

2 身体障害者更生相談事業

身体障害者の福祉の推進を図るため、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導、医学的・心理学的及び職能的判定並びに身体障害者手帳の交付を行うとともに、補装具の処方・適合判定及び自立支援医療（更生医療）の要否判定などを行い、身体障害者の日常生活能力及び社会生活能力の回復・向上を目指し、社会参加活動の促進を支援します。

(1) 身体障害者手帳の交付等

身体障害者手帳の交付を行うとともに、審議会での審査を経て、手帳交付申請の診断書を作成する身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定を行います。

(2) 補装具の処方及び適合判定

市町村からの依頼に基づき、所内相談、巡回相談及び在宅相談による処方及び適合判定を行います。

肢体不自由者相談	(所内)	毎週木曜日 年間 42 回
〃	(巡回)	毎週水曜日（一部の木曜日） 年間 50 回
聴覚障害者相談	(所内)	毎月第1・3月曜日 年間 24 回
視覚障害者相談		随 時 年 5 回程度

(3) 自立支援医療（更生医療）の要否判定及び医療機関の指定

市町村からの依頼に基づき、自立支援医療（更生医療）の要否判定を専門医が行います。

また、医療機関からの申請に基づき、審議会の審査を経て自立支援医療（更生医療・育成医療）機関を指定します。

障害者更生医療相談（腎臓）	毎月第2・4水曜日 年間 24 回
障害者更生医療相談（心臓・小腸・免疫・肝臓・肢体不自由等）	随 時

(4) 地域リハビリテーション推進事業

① 身体障害者地域リハビリテーション相談事業

地域における身体障害者のリハビリテーションの充実強化を目的に、保健、医療、福祉等の各関係機関と連携を図りながら、補装具判定等で相談会場に来所困難な重度身体障害者、又は在宅で相談・指導を行う方がより効果的と思われる障害者に対して、在宅訪問を関係機関の担当職員の協力のもとに実施します。

② 補装具適正化事業

補装具費支給にかかる判定・処方・製作等の資質向上および適正化を図るため、関係機関への研修や情報交換、検討会や審査会を開催します。

③ 障害者支援施設利用者相談事業

補装具を使用している施設利用者に対する補装具の使用状況の確認と使用環境の評価、施設職員に対する装着や使用方法の指導等を行います。

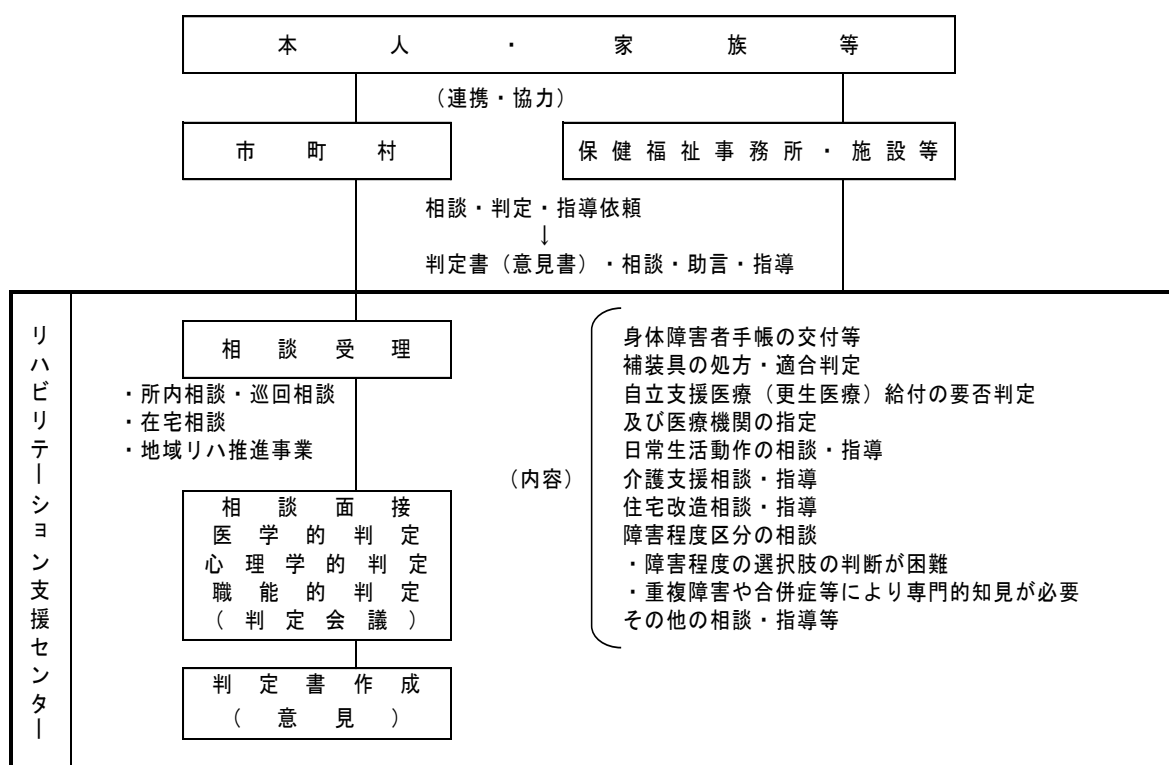
④ 身体障害者福祉担当職員等研修会の開催

市町村職員を対象に、業務の円滑な推進と、資質の向上を目的に研修会を開催します。

⑤ 地域生活支援スタッフ研修会

地域リハビリテーションの推進のために地域リハビリテーションに関わる様々な方々を対象にセミナー等を開催し、ネットワークの促進を図ります。

《 業 務 系 統 図 》



3 知的障害者更生相談事業

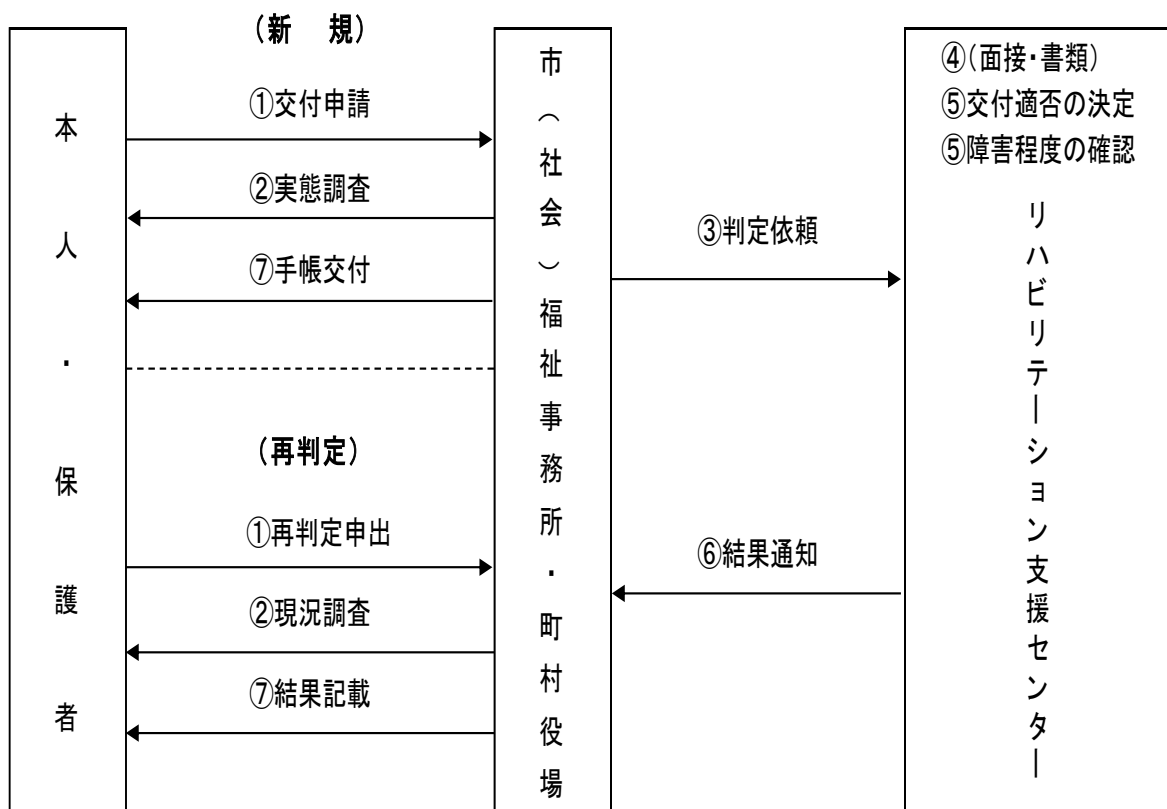
知的障害者の自立や社会参加を支援するため、援護の実施者である市町村と連携しながら、政令指定都市である仙台市を除く県内の18歳以上の知的障害者に対する判定や、これに付随する相談支援を行うとともに、児童及び18歳以上の方に対して療育手帳の交付を行います。

また、市町村等の職員を対象とした研修会を開催するとともに、市町村等からの依頼を受け支援困難ケースに対する後方支援を行うことにより、支援の質の向上を目指します。

(1) 療育手帳の交付等

医学的・心理学判定及び社会調査に基づき、療育手帳交付の適否を決定します。また、療育手帳所持者に対しては、一定期間ごとに再判定を行い障害程度の確認を行います。

《療育手帳の交付及び交付後の障害程度の確認に関する判定の流れ》



(2) 相談判定

① 来所相談

ア 総合来所相談

仙台市を除く県内に居住する来所可能な対象者に、精神科医・保健師・心理判定員・ケースワーカー等による医学的、心理学的・職能的判定及び社会調査を行います。

イ 一般来所相談

上記に準じて、医学的判定を必要としないと判断された方を対象に行います。

② 巡回相談

申請者の利便性や障害の程度を考慮し、保健福祉圏域ごとの相談や訪問相談を設定する等の年間計画を策定し判定を行います。併せて、市町村知的障害者福祉担当職員の参加を得て判定会議を開催する等、地域生活支援に必要な相談に応じます。

(3) 知的障害者福祉担当職員研修会の開催

知的障害者に対する援護の実施機関である市町村の知的障害者福祉担当職員及び県保健福祉事務所の関係職員を対象に開催し、職員の対応力の向上を図ります。

(4) 地域生活支援の推進

知的障害者に関する相談支援のうち専門的な知識や技術を必要とする支援困難ケースについて、市町村等からの依頼により支援検討会議への出席等、後方支援を行います。

4 診療部門における リハビリテーション事業

リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科を標榜する附属診療所において、治療および支援計画に基づき心身機能や生活状況および環境面の評価、身体機能や活動能力の改善および維持、地域生活への参加に繋がるためのリハビリテーションを実施します。

(1) 障害者医療相談事業（障害者クリニック）

心身に障害がある方（若年障害者、脳性麻痺など）の身体機能評価、生活障害全般の相談、補装具外来、シーティングクリニック、痙縮外来等を専門の医師が行います。また、関係する診断書の作成も行います。

診療日時：月曜日から金曜日（午前9時～午後4時）

(2) 外来リハビリテーション医療

地域の医療機関からの紹介、支援者や当事者からの要望に応じて、肢体不自由・コミュニケーション障害等のある方に対し、医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門スタッフが障害児（者）リハビリテーション・脳血管疾患等リハビリテーション・運動器リハビリテーション医療を行います。

診療日時：月曜日から金曜日（午前9時～午後4時）

(3) 障害者検診事業

身体に障害がある方で、機能低下が生じていても早期に相談できる場所がないことで、二次障害を来している状況が散見されています。そこで、ポリオ、脳性麻痺等による身体に障害がある方を対象とした検診を実施し、身体機能・ADL（日常生活動作能力）等の評価や医療相談を行い、残存機能の維持改善、症状緩和のための助言等を行います。また、センター会場のほか、遠方に住んでいるため当センターにおいて受検するのが困難な障害者が、移動負担が少ない近場での受検が出来るように、令和7年度は2圏域において2回（大崎：1、石巻：1）巡回検診を予定しています。

実施期間：6月から11月 予約制

5 高次脳機能障害者支援事業

宮城県では当センターと東北医科薬科大学病院、仙台市障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）を高次脳機能障害者の支援拠点機関に指定しています。

高次脳機能障害になっても、住み慣れた地域で医療、福祉、就労等へと継続した支援が受けられるような高次脳機能障害支援のネットワーク形成を目指しています。

当センターでは、来所や巡回での個別相談に対応しながら、普及啓発や研修会、社会資源調査等を行っています。

(1) 相談事業

当事者、ご家族、関係者からの電話、来所等による相談に応じています。また各市町村、各種福祉施設、保健福祉事務所等からの相談に応じて地域に出向きます。

(2) 研修事業

当事者・ご家族等の相談窓口になる方を対象に、障害の理解や支援に関する研修会を開催しています。また、関係機関が主催する研修会に、講師として職員を派遣します。

(3) 担当職員養成事業

本事業の担当職員は、国立障害者リハビリテーションセンターが主催する研修会や会議等に出席するなどして、資質向上に努めています。

(4) 支援体制の整備

当事者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域連携パス（ファイル）の作成・普及、診断書作成マニュアルの作成・普及、関係機関ネットワーク会議の開催等を通じて、高次脳機能障害の診断や支援体制の整備にあたります。また、保健福祉事務所が行う事業や、主務課（精神保健推進室）が行う地域支援拠点病院の指定に係る協力を行います。

《高次脳機能障害者支援事業概念図》

